

熊本県豊かな森林づくり人材育成事業補助金事務取扱要領

第1 通則

1 目的

この要領は、豊かな森林づくり人材育成事業に係る補助事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その適正な執行を期すため、必要な事項について定める。

2 関係法規

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年（2018年）3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年（2018年）3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年（2018年）3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）、熊本県豊かな森林づくり人材育成事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

補助金交付の対象となる事業は、実施要領に定める事業のうち、次のとおりとし、補助対象経費については、別表のとおりとする。

- (1) 林業労働力確保支援センター事業
- (2) 林業労働力確保支援センター活動支援事業
- (3) 林業担い手研鑽事業
- (4) 就労環境改善推進事業

第3 事業の計画

1 事業実施計画書の提出

補助事業者は、要項第3条に定める事業実施計画承認申請書を所管の広域本部長又は県央広域本部上益城地域振興局長、県北広域本部阿蘇地域振興局長、県南広域本部球磨地域振興局長若しくは農林水産部長（以下「本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

なお、熊本市及び宇城地域管内の補助事業者は、県央広域本部上益城地域振興局を経由するものとし、県内全域を対象とする広域団体である補助事業者は、農林水産部長を経由するものとする。

また、要項第3条の規定に基づく事業実施計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 事業実施計画の承認

要項第4条の規定に基づく事業実施計画の承認は、別記第2号様式により通知するも

のとし、必要に応じて補助金の内示を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

要項第5条第1項及び第2項に規定する事業実施計画の変更については、前2項の規定を準用するものとする。

第4 事業の実施に伴う手続

1 事業の実施

補助事業者は、要項第4条第1項又は第5条第2項の承認を受けた事業実施計画書に基づいて事業を実施するものとする。

2 補助金の交付申請

補助事業者は、事業実施計画書に基づき、規則第3条及び要項第6条に定める補助金等の交付申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

3 事業の着手

補助事業者は、規則第6条及び要項第7条に定める補助金等の交付決定通知後に事業に着手できるものとし、事業に着手した場合は、速やかに別記第3号様式による着手届を本部長等に提出するものとする。ただし、補助金交付申請後において、緊急やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、要項第9条第1項の規定に基づき、別記第4号様式により補助金交付決定前着手承認申請書を本部長等を経由して知事に提出し、別記第5号様式により承認を受けなければならない。

4 事業内容の変更

補助事業者は、補助金の交付決定後において事業内容等の変更を行う必要が生じた場合には、規則第7条及び要項第8条に定める変更申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

5 会計経理

補助対象事業費の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。なお、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にあっては、補助対象事業費が明確にわかるように記載することとする。

第5 事業の完了に伴う手続

1 事業の完了

補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式により完了届を作成し、本部長等に提出するものとする。

2 県の完了検査

本部長等は、前項の規定による完了届の提出があった場合は、補助事業の適否について完了検査を行うものとする。

第6 事業実績の報告

補助事業者は、別に定める期限までに、規則第13条及び要項第13条に定める実績報告書を作成のうえ本部長等に提出するものとする。なお、規則第13条及び要項第13条第2項第1号の規定に基づく事業実績書は別記第7号様式によるものとする。

本部長等は、実績報告書に完了届の写し、検査員任命伺いの写し、検査復命書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

第7 補助金等の請求

規則第16条及び要項第15条第2項の規定に基づき補助金等の交付を概算払により受けようとするときは、別記第8号様式により出来高調書を添付するものとする。

第8 事業完了後の設備等の管理

1 設備等の管理

就労環境改善推進事業により取得した設備等は、常に良好な状態で管理し、その目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

2 設備等の標示

就労環境改善推進事業により取得した設備等は、その取得年度等を明らかにするため、事業名、導入年度、補助事業者等を見やすい箇所に標示するものとする。

3 設備等の処分制限期間

規則第21条第2項及び要項第17条に規定する「期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）に準じるものとする。

4 処分等の取扱い

補助事業者は、就労環境改善推進事業により取得した設備等について処分制限期間を経過する以前に処分（取得の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、その旨を別記第9号様式により本部長等を経由し、知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

なお、処分制限期間経過後の処分についても、別記第9号様式を準用し、本部長等に届け出るものとする。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年（2008年）4月4日から施行し、平成20年（2008年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年（2008年）12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年（2015年）7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年（2017年）4月3日から施行し、平成29年（2017年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）6月14日から施行する。

別 表

事業の区分	補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	
(1) 林業労働力確保支援センター事業	賃金	研修、事務整理等に要する賃金等	
	報償費	研修、会議等に伴う講師等の謝金	
	旅費	研修会、事業体指導等の事業活動に伴う旅費、研修会講師旅費、大会参加旅費等	
	需用費	消耗品費、光熱水費、教材費、印刷製本費等	
	(3) 林業担い手研鑽事業	役務費	研修会出席者等に掛ける任意保険料、通信運搬費等
		使用料及び賃借料	会議、研修等に必要な機械、バス、会議場等の借上料
		その他	その他事業執行に要する経費
(2) 林業労働力確保支援センター活動支援事業		報酬	林業労働力確保支援センター業務の実施に要する報酬等
	給与	職員の給与等	
	需用費	消耗品費、光熱水費、印刷製本費等	
	役務費	火災保険料、通信運搬費等	
	使用料及び賃借料	事務所設置に及び研修等に必要な家屋、機械、会議場等の借上料	
	備品購入費	事務所設置に必要な備品の購入費	
	負担金	林業労働力確保支援センター全国協議会負担金	
	その他	その他事業執行に要する経費	
(4) 就労環境改善推進事業	備品購入費	就労環境の改善に必要な設備の購入等に要する経費	
	需用費	就労環境の改善に必要な設備の購入等に要する経費	
	その他	就労環境の改善に必要な設備の購入等に要する経費	

事業実施計画書

区分	事業内容	事業量(単位)	事業費(円) (A)+(B)+(C)	補助事業に要 する経費(円)	経費区分(円)			事業期間(予定)
					国費(A)	県費(B)	その他(C)	

【補助事業者：】
 免税事業者
 簡易課税制度を選択適用している納税事業者
 本則課税制度を選択適用している納税事業者

別記第2号様式 その1 (第3の2関係)

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 熊本県豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領
第2の事業名) 実施計画承認通知書
年 (年) 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県
豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領第2の事業名) 実施計画については、熊本県
農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により承認しましたので、通知
します。

別記第2号様式 その2 (第3の2関係) ※内示を行う場合

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 熊本県豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領
第2の事業名) 実施計画承認通知書
年 (年) 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県
豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領第2の事業名) 実施計画については、熊本県
農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により承認するとともに、下記
のとおり内示しますので、通知します。

記

補助金内示額 金〇〇〇円

別記第2号様式 その3 (第3の2関係) ※変更の場合

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 熊本県豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領
第2の事業名) 実施計画変更承認通知書
年 (年) 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県
豊かな森林づくり人材育成事業 (本要領第2の事業名) 実施変更計画については、熊
本県農林水産業振興補助金等交付要項第5条第2項の規定により承認しましたので、
通知します。

別記第3号様式（第4の3関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
補助事業者名
氏 名 印

年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）着手届
年（ 年） 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました
年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）について、下記のとおり着手しましたので、熊本県豊かな森林づくり人材育成事業補助金事務取扱要領第4の3の規定により提出します。

記

事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
		年 月 日から 年 月 日まで	

熊本県知事 様

住 所
補助事業者名
氏 名 印

年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）補助金交付決定前着手承認申請書
このことについて、 年（ 年） 月 日付け 第 号で承認のありました 年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
		年 月 日から 年 月 日まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これの損失は補助事業者が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第5号様式（第4の3関係）

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事 印

年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領
第2の事業名）補助金交付決定前着手承認通知書
年（ 年） 月 日付け 第 号で承認申請のありましたこ
のことに付いて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により
承認したので、通知します。

別記第6号様式（第5の1関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
補助事業者名
氏 名 印

年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）完了届
年（ 年） 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました 年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）について、下記のとおり完了しましたので、熊本県豊かな森林づくり人材育成事業補助金事務取扱要領第5の1の規定により提出します。

記

事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了年月日	備考
		年 月 日から 年 月 日まで	

別記第9号様式（第8の3関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
補助事業者名
氏 名 印

年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）により取得した設備等の処分について
年度（ 年度）熊本県豊かな森林づくり人材育成事業（本要領第2の事業名）により取得した設備等について、下記のとおり処分したい（した）ので、熊本県豊かな森林づくり人材育成事業補助金事務取扱要領第8の3の規定により申請します（届け出ます）。

記

1 処分しようとする（した）理由

2 処分の内容

（1）取得設備等

取得年月日	処分設備等	型式	数量	事業費	補助金

（2）処分計画（実績）

処分内容	処分予定日	処分の相手方	処分経費	残存簿価	備考

※処分内容は、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保のいずれかを記載すること。